

## 平成28年第2回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成28年7月28日（木曜日）午前10時開会

---

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長行政報告  
日程第 5 議案第41号 工事請負契約の締結について  
日程第 6 議案第42号 工事請負契約の締結について  
日程第 7 議案第43号 工事請負契約の締結について  
日程第 8 議案第44号 公有水面埋立ての免許の出願に伴う意見について
- 

### ○出席議員（10名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	佐 藤 晶 君
	1番	加 藤 勉 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		4番	宮 腰 實 君
	5番	小 野 哲 也 君		6番	坂 本 志 郎 君
	7番	松 原 臣 君		8番	鹿 又 政 義 君

---

### ○欠席議員（0名）

---

### ○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	鈴 木 日出男 君
企画振興課長	川 端 達 也 君	まちづくり課長	平 田 充 君
産 業 課 長	八 幡 雅 人 君	税務財政課長	鹿 又 明 仁 君
環境生活課長	堺 昇 司 君	保健福祉課長	太 田 洋 二 君
保健福祉課長補佐	洲 崎 久 代 君	地域包括支援センター課長	斉 藤 健 治 君
建設水道課長	北 澤 正 志 君	学 務 課 長	大 沼 良 司 君
学務課長補佐	福 田 一 輝 君	公 民 館 長	石 田 順 一 君
会 計 管 理 者	仙 福 聖 一 君		

---

### ○職務のため議場に参加した者

議 会 事 務 局 長   松 田 伸 哉 君   次   長   上 部 健 太 君

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成28年第2回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、3番高島譲二君及び4番宮腰實君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修及び羅臼町議会議員道内行政視察の結果について報告がありました。

次に、羅臼町監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

第2回臨時会の御案内をいたしましたところ、議員皆様の御出席をいただき、まことにありがとうございます。

お許しをいただきましたので、1件の行政報告をさせていただきます。

知床らうす国民健康保険診療所、田川所長の退職についてでございます。

知床らうす国民健康保険診療所の所長として勤務していただいております田川所長につきましては、本年9月末をもちまして退職されることとなりました。

田川所長におかれましては、平成24年10月に着任以来4年間にわたり当町の地域医療の実情を御理解され、献身的に医療に携わっていただきましたことに、町民を代表して心から感謝を申し上げる次第でございます。

なお、後任といたしまして、8月1日より元診療所長でありました手塚誠先生が着任をされます。

今後も、診療所の運営につきましては、医療と保健と福祉・介護が連携した地域包括ケアの推進を図るとともに、指定管理者の社会医療法人孝仁会には、町民の安心安全を守っていくため、その思いを共有しながら支援をしてまいります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

---

#### ◎日程第5 議案第41号 工事請負契約の締結について

---

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第41号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 1ページをお開き願います。

議案第41号工事請負契約の締結についてであります。

また、この後予定されております議案第42号、第43号につきましては、いずれも知床未来中学校建設工事請負契約の締結についてであります。

また、議案第44号の公有水面埋立ての免許の出願に伴う意見については、それぞれ担当課長から内容について説明させますので、御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（大沼良司君） 議案の1ページをお願いします。

議案第41号工事請負契約の締結についてでございます。

下記のとおり工事請負契約を締結する。

平成28年7月28日提出、目梨郡羅臼町長、湊屋稔。

1、契約の目的、羅臼町立知床未来中学校建設建築主体工事でございます。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約の金額、14億9,040万円でございます。

4、契約の相手方、早水・廣木・酒井・加我特定建設工事共同企業体でございます。代表者は、網走市南2条西5丁目1番地1所在の株式会社早水組、代表取締役早水誠氏でございます。

参考ですが、予定工期、平成28年8月1日から平成30年2月28日まで。

なお、関連予算につきましては、複数年にまたがる事業でありますことから、6月第2回定例町議会にて継続費として提案し、議決をいただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

7番、松原臣君。

○7番（松原 臣君） ちょっと1点だけ。委員会のほうでもお聞きする機会があったのですけれども、ちょっと。

駐車場の件なのですけれども、ここに図面等があれば、20台弱しかとめられないということで、体育祭、それからいろいろな催し物がこれからあると思うのですけれども、これから峯浜から松法のほうまでの生徒が知床未来中学校のほうに通うようになります。そうしたら、皆さん車で来られるというようなことになろうかというふうに思うのですけれども、この場所に駐車場といっても無理だろうというふうに図面を見ても私も感じるのですけれども、今の高台、空き家がたくさんあるということで、それを、学校ができるまでにある程度のスペースを設けてやるというようなお考えがあるのかないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 駐車場につきましては、議員がおっしゃるとおり、中学校建設敷地内には20台ぐらいということでございます。

それで、ことし、栄町高台団地の町営住宅、12戸ほど解体をすることとなっております。また、来年度におきましても、11戸の町営住宅を解体予定としてございます。それにつきましては、空き家等が目立っての、老朽化されておりますので行う事業でございますけれども、そこで敷地が確保されてということで、その中で新中学校のための駐車場も確保していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 実際にそれをやる予定だということなので、はっきり取り壊すということで出てきていないので、まだ、今のところ取り壊すということで予算化されていないので、これからそういうことを検討していくということなのでしょうけれども、公営住宅の関係も、将来どういうふうにするのかということも絡んでくるかなと思うので、とりあえず空き地があればそこを利用するという当分の捉え方で、公住が決まれば、やはりそこをきちんと駐車場として、ある程度のスペースをとるといようなお考えがあるのかないのか、そこら辺。どのぐらいの駐車場のスペースをとれば、100%いなくてもすよね、土地に限りがあれば。どうしようもなければ下の体育館駐車場を利用させていただくとかいう方法しかきつとないだろうと。かなりのイベント、体育祭なんかをやるということになれば、かなりの車の台数が考えられると思うので、その面も含めて、駐車場の確保には今後十分検討してやっていただきたいと思うのですけれども、再度、駐車場の、車の台数含めて今後検討願えればというふうに思うのですけれども、その点もう一度答弁をいただければと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの知床未来中学校に係る駐車場の確保ということでありまして、ただいま建設水道課長が答弁したとおりであります。

今、質問で、あくまでも予定だというようにありますけれども、皆さんのお手元に、きのうの委員会で工程表を出していただきたいという話がありましたけれども、届いているでしょうか。（「まだです」と呼ぶ者あり）まだ届いていないですか。それを見ていただければまた具体的に、なるほどというふうに理解をいただけるかなというふうに思いますが、町営住宅の解体工事については、この年度において、戸数を決めて壊していくということでありまして、かなりの台数を駐車場として確保できると。将来の高台団地の公営住宅についてはということでもありますけれども、やはり今の状況を見ますと、年寄りの方々が住んで、あそこを徒歩でというふうにはなかなかならないというようにありますので、下のほうに全て移転をして、そして住宅の確保を図っていききたい。あの団地については、したがって、この学校の係るそういう駐車帯、あるいは校長・教頭の住宅確保、今は海上保安の住宅もありますから、そういったことであそこの整備をしていききたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（村山修一君） 松原君。

○松原臣君 十分駐車場をとって対応するというので、今、副町長からありましたので、これで質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

1番、加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 中学校の建築に関して、ちょっと平面図を見せていただいたのですが、この中で一つ、屋内体育館の関係なのですが、この学校については、地域開放も含めて利用していくということで、そういうふうに書かれているのでございますけれども、先ほど松原議員のほうも含めて、かなりの方がこの学校を、町の体育館も含めて、体育館というと中学校の体育館も使うのでしょうか、ちょっと図面を見ているのですが、体育館であれば、バルコニーといえますか、四方で見学する場所があって、父兄が観戦をしたりするのですが、この図面の中では、多分ここなのかなというところが、メモリアルギャラリーというのですか、ここしかちょっとないのです。そのほかに、2階は全て吹き抜けになっているものですから、例えばここで管内大会をすると、中体連も含めてするという場合について、この体育館の利用というものに、ただここは広場だけになってくるのかなというような感じをこの図面の中では見ているのですが、その辺、父兄が例えば応援に来たときに見えるような観客席があるのかどうか、その1点、お願いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 屋内体育館の各試合だとか等々をやった場合に、父兄の方々が見られる場所ということで、一応考えているのですが、2階の武道場のところに窓等がありますので、そこから見ていただく、または同じく2階の知床ギャラリーのところにも一応窓がございまして、そこから見えるような形というふうにはなっております。

以上です。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） ほかの学校の体育館をちょっと、私もバレーですとか、行って観戦をさせていただくのですが、例えばバレーボールを観戦するときに、ある程度自分の子供がいる位置に、皆さん観戦をするのですよ。例えば山側であったり浜側であったりということを、ぐるぐる回って歩いて観戦をして応援していくということが、ほかの体育館、学校の体育館でもそうですけれども、そういう形をしているのですよ。ここからいきますと、2面しかないということなので、その辺どうかなというようなことをちょっと、図面を見ながら危惧しているところでございます。

何とか、武道館も見れるということなのですが、これは多分ガラス面ですよ。壁面か何かで仕切られるのですよね。それからバルコニーのほうも、これも多分、フェンスか何かあるのか、壁があるのかわかりませんが、コート上。そのようなことになるのかなというような感じがするものですから、この2階の、実はステージの吹き抜けなのですが、これ、こんなに吹き抜けを必要とするのかどうか、あるいは3階までどおんとした吹き抜けが必要なのかどうかというところをちょっと危惧しますので、その辺でいきますと3面から見れるということになるのかなというような感じを持っているものですから、その辺、地域の住民が利用しやすいように、私から言うと、したのかどうかというような危惧を持つわけですから、その辺について、このギャラリーのところの壁がど

うなっているのか、あるいは武道館のところの壁がガラス張りになっているのかどうか、これをちょっと聞きたいなと思っています。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 武道場及び知床ギャラリーのところについて、屋内体育館を見れる窓については、ガラス張りということになってございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 課長、質問に対して適切に回答してください。

建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） ステージにつきましては、普通の学校と同じように屋内体育館の床と、それからステージが、段差がございますけれども。あと、先ほど申しましたけれども、武道場及び知床ギャラリーの窓につきましては、普通の窓でガラス張りということになっていまして、一応腰高の壁があって、その上に窓がついているというような状況でございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 私が言っているのは、ここの体育館を観客がどうやって見れるのかということを行っているのですよ。

それで、もう一つ気になったのが、ステージの上の吹き抜け、3階まですべて吹き抜けにしているのですよね。ずっとこう、吹き抜けなのですよ、全て。体育館の競技する場所は、吹き抜けになっていても僕はいいかなと。いいかなというよりも、そのほうがいいのだらうというふうに思うのですが、このステージの上の吹き抜けを、例えばですよ、3階をそういう見学する場所のところにしたりするということができなかったのかどうかということを行っているのですよ。せっかくの施設ですから、やっぱりこれだけの中学校を建てていくとなると、地域に解放して、いろいろな、中体連もここ1カ所でしかやれないのですよ、羅臼に例えば中体連を持ってきたときに。例えば体育館でやったりしているのですけれども、やっぱりせっかくこれだけの施設があるものですから、その辺を有効的に活用するために、この体育館は僕は重要だというふうに思っています。その辺、もう設計してしまったので、ちょっと何ですけれども、何かいい方法があったら、ちょっと検討してもらいたいなというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 今、加藤議員の質問でありますけれども、ギャラリーの関係でございます。

当初、いろいろ計画する段階では、この体育館の周り全てギャラリーにできないかという当然の計画もございましたが、限られた金額の中でということで、現在のこの設計になったわけでありましてけれども、全ての大会、羅臼町で管内の大会を持ってくるときに、この中学校の体育館を全て使うというふうにはなりませんので、春松、あるいは羅

臼小学校、そしてこの知床未来中学校と、それぞれ分けた中で大会を開催するという事になりますので、十分、この体育館でやるのは、例えばバレーボールだけとか、ほかの学校は別な種目を扱ってもらうとか、そういう事になりますので、ギャラリーの数として全てがここに、管内の住民が集まってくるというふうにはならないということも想定しておりますので、十分見学はできるかなというふうに思っております。

ただ、今お話がありましたとおり、ステージは吹き抜けではなくというようなこともありますけれども、現在一番、工事設計費のことも含めて検討した結果、これはもちろん地域の子どもの意見、あるいは学校の先生方の意見、教育委員会内部でもいろいろまとめていただいた結果がこういうふうになったということでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 加藤議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、宮腰實君。

○4番（宮腰 實君） 今、加藤議員の質問で、ああ、なるほどと気づかされました。たしか今、副町長からの御説明もありましたけれども、これまで私、あちこちの体育館を見て歩いていても、ガラス張りの外からというギャラリーというのは記憶にありません。一体感も失いますよね。これは開放できるということなののでしょうか。もしそうでなければちょっと賛成しかねるなと思って、今手を挙げました。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 2階の武道場及び知床ギャラリーのところの窓につきましては、ガラス張りで開放はできません。一応屋内体育館のほうで競技等をやりますので、そうしたら球等が飛んできて、危険性の関係もありまして、ガラス張りにしてございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 少なくとも子供さんたちを育てている父兄にとって、応援のときに子どもたちに声が届かない、あるいは子どもたちの声が直接聞こえないという体育館というのはちょっとあり得ない設計だと思えます。賛成いたしかねます。

○議長（村山修一君） 回答必要ですか。

○4番（宮腰 實君） はい。お願いいたします。どうお考えか。

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

---

午前10時32分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 先ほどの屋内体育館に関する武道場及びギャラリーの閲覧するための窓の関係ですけれども、先ほどの発言を撤回したいと思います。

ギャラリーのほうにつきましては窓があってガラスが入っておりますけれども、武道場につきましては、ガラスが入っていないオープンな窓がついているということでございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） そもそも武道場から体育館をギャラリーがわりに、要するに体育館を覗くために武道場を使うという感覚がちょっと信じられない。私ども武道をずっと続けてきた者にとっては、ここに、ただギャラリーのためにたくさんの人々が入り出すということすら考えるのはちょっと難しいところなのです。

今ここに高さの入った図面がないのですけれども、例えば、先ほど加藤議員もおっしゃっていましたが、このステージの2階部分にギャラリーをつくったならば、いろいろな危険性から何かは解除できる、今の町体育館と同じぐらいのスペースのギャラリーができるのではないのかという気がいたします。

それと、今、佐藤議員から教えていただいたのですが、こういう形の体育館というのはほかにもありますよというお話でしたけれども、これまでに設計に携わった皆さんが、この感覚をお持ちだったのかどうか。親として、あるいは仲間として、運動している仲間たちに声をかける、応援する、あるいは自分たちの子どもたちが元気に動く姿を本当にできるだけ近いところで見たいというお気持ちを考えての設計、図面が決まるまでのお話があったのかどうか、その辺からお聞かせいただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） ステージの吹き抜けの関係ですけれども、ステージの吹き抜けにつきましては、3階まで吹き抜けということでございます。ただ、ステージの吹き抜け部分につきましては、幕なり、それから照明等々の漏れがございまして、それらがあって、また経費等もございますので、部屋等を設けられなかったということでございます。

あと、観客の関係ですけれども、一応武道場のほうから見ていただくのを主としてございまして、先ほど申しましたけれども、武道場のほうには開口部があって見れるということになっております。人が座ったり、または立ったりして見られるわけですけれども、大体20人ぐらいだと思われまして、また、ステージがございまして、ステージのところからも見ていただくことも可能なかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） ステージからもですか。先ほど2階のギャラリーに球が飛んできて危険なのでガラスを張ると言ったはずなのに、ステージから見れるというのは話が合わないように思いますけれども。

それから、1階の高さ、普通の家屋と違いますから、ここの図面の中には1階と2階の高さの図面が見つけれなかったのですけれども、学校というような建物であれば、このステージのちょっと高めにした天井さえきちんとできればギャラリーの設置が可能なのではないかと思いますけれども、そのような発想はまったくお持ちではなかったのでしょうか。

長くなってしまいますから、少なくとも、少しでも生の声が聞ける形をこれから御検討いただけるかどうかを、それともこのままでいくというのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまいろいろと御意見をいただいておりますけれども、この平面を見ていただければ、なるほど、こういう作りだと。本来であれば、体育館、渡り廊下を渡ってとか、そういった区切りの中で、その一帯の中で運動もする、そして勉強もするというようなアイデアの平面になっております。そういう関係上から、このギャラリー部分については、余り声を教室内に届かないようにするための、そういうアイデアで、防壁というかガラス張りにして、そこからも見れるし、大きな声が教室内に反響しないというようなアイデアの中でこの設計になっているということでもあります。

武道場から観覧をしてもらおうという、このアイデアも含めて、こういう設計になっているということですので、ここに来て、これを大幅な変更というようなことはないというふうに思っておりますし、できるだけそういう子どもたち、あるいは父兄に迷惑のかけられないような、スポーツ観戦も含めて、そういったことを十分考えて、今後施行に当たっていきたいというふうに思っております。御理解をいただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） わかりました。

確かに、騒音対策などという意味では、このガラス張りということも理解できます。ただ、武道場をギャラリーとして使うからには、今、中学生には武道が必須科目となっております。その武道の中では、必ず礼儀作法から教えていきます。ですから、この道場に入るときにの礼儀作法というものの、それから飲み食い、そういうことがこの中でなされないように、この先きちんとした武道場としての意識を失わないように、気をつけて御利用いただきたいということをつけ加えさせていただきます、質問を終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号工事請負契約の締結については、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第41号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第42号 工事請負契約の締結について

---

○議長(村山修一君) 日程第6 議案第42号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

○学務課長(大沼良司君) 議案の2ページをお願いいたします。

議案第42号工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結する。

平成28年7月28日提出、目梨郡羅臼町長、湊屋稔。

1、契約の目的、羅臼町立知床未来中学校建設、電気設備工事でございます。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約の金額、1億9,872万円でございます。

4、契約の相手方、高部・羅臼電工社・中村特定建設工事共同企業体。代表者は、標津郡中標津町共立1番地11所在の高部電気株式会社、代表取締役高部英男氏でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

2番、田中良君。

○2番(田中良君) 今の電気設備工事に関しまして、1点まず御質問したいと思えます。

今、この中で見まして、自家発電設備につきまして、ディーゼル発電機250キロボルトアンペアの機械が1台入っております。この新中学校は、防災機能も若干持たせた、備蓄品を置いて設計された新中学校です。そこで、ここに関して記入事項がないのですけれども、このディーゼル発電機を回すための軽油のタンクはどのぐらいのものを想定しているのでしょうか。

○議長(村山修一君) 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） オイルタンクにつきましては、950リットルの二つを見ております。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 私が聞いているのは、灯油タンクではありません。このディーゼル発電機を回すための軽油が必要になると思うのですよ。この軽油タンクというのはどこに設置するのですか。タンクがないということは、このディーゼル発電機についている小さなタンクだけで回すつもりではないでしょうね。

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

---

午前10時47分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 失礼しました。

ディーゼル発電機につきましては、ディーゼル発電機のところにタンクがございますので、それとということになります。停電等長時間停電することも予想されますので、そのときにはその都度補給をします。そのための携帯用のタンクを用意してということと考えてございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） これだけの施設を動かすのですよ。ましてや防災機能を持たせる施設でありながら、軽油のタンク一つすら持たない。今言うと、18リットルとか20リットルの携帯タンクで、この250キロボルトアンペアの発電機を回す。何時間回すつもりでいるのですか。というのは、春松小学校の件が1件あるのですよ。発電機はついていられるけれども3時間程度しか動けないという、そのようなばかな話はないではないですか。やっぱり、これだけの学校を持たせて、防災機能を持たせる施設としても使う、備蓄施設としても使うということが高台につくるわけですから、その辺のあたりをきちんと意見を言う人が出なかった自体が、ちょっと僕としては不思議に思うですけれども、その辺はいかがか、お答えできますか。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 先ほども申しましたけれども、ディーゼルエンジンのタンクがあって、それが、長時間停電等があればその都度足していくということになりますし、貯蔵しておく燃料につきましては、それ相応の備蓄といたしますか、持っておきたいというふうに考えております。

また、どれぐらいのと言いますけれども、それ相応の時間を持たせる形では考えてございます。

○議長（村山修一君） 課長、状況説明はわかりましたけれども、それでいいのですかという質問ですから、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま建設課長が答えておりますが、幸いなことと言ったら言葉がちょっと悪いかもしれませんが、今、田中議員からお話があったとおり、春松の避難するときの実例がございましたので、それを経験値としてしっかり確保していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、ちゃんとやっていただきたいと思います。

この場であえて申し上げましたのは、今御説明のとおり、本当にこれで意見の聴取をしたのかどうかという話になるわけですよ。今も時間すらわからない。大体250キロボルトアンペアの発電機を回して、何時間でどのぐらいの軽油を消費するのかという話も説明できないようではちょっと、何時間かもちます、あとは足します。あの高台ですよ。もし燃料がなかったらどうするのですか。まさか灯油があるから灯油を入れるというわけにはいかないわけではないですか。だからそういうことをあわせて、今、副町長が十分検討いたしますというので、この辺の値は、外にヒートポンプをつくっていますし、当然地下に、950掛ける2台というのは、地下の埋設型タンクになると思うのですよ。地上タンクでは多分ないと思うのですよね、学校施設でありますから。だからその辺もあわせて、下の、大体地下図面も出ていないし、タンク施設の図面も出てきていないですし、図面を渡しているという前に、ここまで入札したのなら、実は平面図ではなく立面図面もつけていなければ、本来、ちょっと不備があるのではないかと思われるのですよ。その辺のあたりも今後、ちゃんと随時検討していただきたいと思います。

それと、先ほど副町長から工程の表もありましたので、きちんと早目に出すように、それをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

鹿又政義君。

○8番（鹿又政義君） では、ちょっと1点聞かせていただきたいと思います。

それぞれ説明をしてもらっている中で、防災機能だとか一般の町民の利用だとか、それから災害時の利用だとかと、これからきつといろいろ考えていく段階があるのかなと思うわけですが、今この電気工事という中で、防犯灯ですよ。そういう人たちが行くときに、中の施設は電気工事としてきちんとなされると思うのですけれども、こういう利用するときの、外側の防犯灯というか、そういうところの設置とかの考え方とか、この工事の中に入っているのかどうかも含めて、ちょっとお聞きをしたいなと思います。お願い

します。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 防犯灯ということでございます。

建物本体につきましては、メーンの玄関等ついておりますけれども、そのほかの、通路、それから駐車場等々につきましては、外構工事ということになります。防犯灯という意味でも、また駐車場等に関して、これから外構工事の、どういうふうに計画していくのかということ、今現在、教育委員会等々と協議しながら、これから進めさせていただくこととなりますので、防犯灯につきまして、気をつけて検討して、計画していきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 鹿又君。

○8番（鹿又政義君） 今の説明でいくと、この電気工事、そういう細かいところはまず入っていないと。まず建物内の電気工事という捉え方でよろしいのですね。

これから外構工事の中できちんと考えていきたいという回答を今いただきましたので、いろいろな機能、この新しい学校にきっと求められることが出てくると思うのです。ですから、そういうところも含めて、検討をきちんと重ねて、いい学校にしていきたいなと思います。

終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号工事請負契約の締結については、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第42号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第43号 工事請負契約の締結について

---

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第43号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（大沼良司君） 議案の3ページをお願いいたします。

議案第43号工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結する。

平成28年7月28日提出、目梨郡羅臼町長、湊屋稔。

1、契約の目的、羅臼町立知床未来中学校建設、機械設備工事。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約の金額、1億7,388万円。

4、契約の相手方、池田・奥村・大水特定建設工事共同企業体。代表者、釧路市芦野5丁目15番8号、池田煖房工業株式会社道東支店、支店長東智也氏でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） ちょっと1点だけ、確認の意味で。

ここのレイアウトを見ると、家庭科といいますか、そういう教室もあるようなのですが、火の関係、要するに料理をするだとか、お湯を沸かすとかというときのエネルギーの関係で、これはガス関係、LPガス、都市ガスはないですからそうなると思うのですが、それが入っていないのですが、それらはどういう対応をすることになっているのかだけお聞かせください。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 家庭科教室での火の使用ということでございます。

火につきましては、家庭科教室内でやることになります。それぞれ各机等がございますので、そこで行うということでございます。

燃料につきましては、プロパンガスということになります。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 電熱ではなくてプロパンガスを使うということなのですか。そういうことでよろしいのですか。はい、わかりました。

終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号工事請負契約の締結については、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第43号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第44号 公有水面埋立ての免許の出願に伴う意見について

---

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第44号公有水面埋立ての免許の出願に伴う意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（八幡雅人君） 議案の4ページをお願いいたします。

議案第44号公有水面埋立ての免許の出願に伴う意見について。

公有水面埋立ての免許の出願について、別紙のとおり北海道知事より照会がありましたので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

5ページをお願いいたします。別紙でございます。

公有水面埋立ての免許の出願について。

平成28年4月18日付で北海道から出願のあったこのことについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により貴職の意見を求めます。

1、埋め立ての位置、目梨郡羅臼町松法町39番15及び245番地先の公有水面。

2、埋め立ての面積、384.25平方メートル。

3、埋め立ての用途、漁港施設用地。

場所等につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料8ページ、資料2をお願いいたします。

場所につきましては、第2種松法漁港、マイナス3.0メートル岸壁の赤枠で示しております箇所が埋め立て区域でございます。岸壁施設の劣化、欠損が著しく、漁業生産活動や漁船の安全な停泊に支障を来していることから、水産物供給基盤機能保全事業による岸壁整備を実施するため埋め立てを行うものでございます。

工事につきましては、今年度より実施されるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

7番、松原臣君。

○7番（松原 臣君） 埋め立て予定地について別に反対する意見ではないのですけれども、委員会で幅が1.8メートル、長さが210メートル、かなりの広範囲にわたって使用ができなくなるということなのですから、これ、工期期間は、予定を聞いていれば、ぜひ教えていただきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 産業課長。

○産業課長（八幡雅人君） この事業は単年度事業でございまして、ことしにつきましては12月の初旬から3月末までの予定で工期を定めてございます。延長につきましては、南防波堤の先端から32メートルの工期で予定をしております、継続の予定で北海道が実施するものでございます。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） ちょっと聞き漏らして、210メートルをことしじゅうにやるというのではなくて、どのぐらいの期間、例えば3年でどのぐらいずつやるとかと、もう少し具体的に、わかれば教えていただきたい。

○議長（村山修一君） 産業課長。

○産業課長（八幡雅人君） 埋め立てにつきましては複数年の計画になっていますので、聞いているのは2年というふうには聞いておりますが、ただ、ここの埋め立てをするためにしゅんせつをするということで、結構な量の砂なりが出るということが想定されておまして、多分延長、ことしの予定している延長も短くなっているというところで、複数年はかかるというふうには思っておりますが、3年、4年、多分予算の振りになると思いますが、それくらいかかるのではないかとというふうに予定しております。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号公有水面埋立て免許の出願に伴う意見については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第44号公有水面埋立ての免許の出願に伴う意見については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会宣告

---

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午前11時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員